

平成 22 年度事業報告

◎ 当年度の重点目標を、

1. 国保関連制度の改善対策
2. 保険税（料）滞納者対策
3. 共同処理業務の推進
4. 国保診療報酬審査支払機能の充実、強化
5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進
6. 保健、医療、福祉対策の推進
7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進
8. 医師確保対策事業の推進
9. 介護保険関連業務の推進
10. 障害者自立支援給付関連業務の推進
11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進
12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

の 12 点とし、それぞれの事業を実施しました。

1. 国保関連制度の改善対策

医療保険制度の一本化の早期実現や介護保険制度の長期安定化を図るための財政支援などを強く求めている、国保中央会及び東北地方国保協議会の運動に積極的に参画しました。

懸案となっていた、後期高齢者医療制度の廃止後の新たな高齢者医療制度については、昨年末に厚生労働省に設置の「高齢者医療制度改革会議」において最終報告が取りまとめられました。

その骨子は、①75歳以上の方々を国保や被用者保険にそれぞれ戻したうえで、その国保部分の運営主体を都道府県とする②将来的には年齢を問わず全ての国保加入者を都道府県単位で運営するという内容となっています。

しかしながら、財源確保が不透明であることなどから、関係者との調整が難航し、今通常国会への法案提出が見送られるとともに、平成25年3月の制度施行も先送りされる公算が大きくなりました。

このため国は、政府主導で進める「社会保障と税の一体改革」という新たなステージで議論することとし、併せて国保の構造的問題の解消を目指し「国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議」を開始しておりますが、新たな財源確保の見通しが立たないことに加え、未曾有の大惨事となった東日本大震災の影響などにより、その実現までは紆余曲折が予想されます。

一方、国保の広域化推進の一環として、県主導のもとに昨年12月に「青森県国民健康保険広域化等支援方針」が策定されたことに伴い、市

町村はもとより本会としても、この方針に沿って、保険税（料）収納率の向上対策をはじめ、保険財政共同安定化事業や医療費適正化対策事業の共同実施など、国保財政の安定化に向けた取り組みを推進することになりました。

2. 保険税（料）滞納者対策

保険税（料）収納率の年々の低下傾向に歯止めをかけるため、地元三紙による新聞広告をはじめ、テレビスポットで広報するなど、市町村で実施している収納対策への支援に努めました。

3. 共同処理業務の推進

レセプトオンライン請求に対応した新しい電算処理システムである「国保総合システム」については、市町村並びに本会における関連機器や環境の整備、さらには市町村事務担当者の操作研修の実施など、その準備作業に鋭意取り組み、予定通り平成23年5月の本稼働を迎えることができました。

また、保険財政共同安定化事業並びに高額医療費共同事業の推進をはじめ、高額医療費支給額算定と医療費適正化関連の電算処理業務など、国保財政の安定と保険者業務の補完に努めました。

4. 国保診療報酬審査支払機能の充実・強化

国保診療報酬審査委員会並びに柔道整復療養費審査委員会と連携し、診療報酬等の適正な審査・支払に努めるとともに、事務点検・事務共助の一層の充実を図りました。

また、国保総合システムにおける審査支払システム機能の検証はもとより、業務処理体制の見直しを図るなど、新たなシステムの円滑な運用に向けた準備作業に鋭意取り組みました。

5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進

後期高齢者医療広域連合からの受託業務である医療費の審査支払業務をはじめ各種電算処理業務、レセプト点検・資格確認業務、第三者行為求償事務に関する業務などを適確に処理しました。

6. 保健、医療、福祉対策の推進

県並びに関係団体の協力を得ながら、市町村の新任等保健師の育成など、市町村における保健活動へ支援しました。

とりわけ、地域での保健活動の活性化が、ひいては国保財政の健全化に繋がることから、健康づくりに携わる地域住民組織間の連携をテーマとした研修会の開催や、本県の健康づくり推進団体である在宅保健師の会並びに保健協力員会等連絡協議会に支援しました。

また、医療保険者で組織する「保険者協議会」では、特定保健指導の技術習得やスキルアップのための研修を実施するとともに、併せて、市町村における特定健診・がん検診の実施予定状況を被用者保険者に情報提供するなど、医療保険者の垣根を越えて一体的な保健事業を推進しました。

7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進

保険者からの受託業務である特定健診等のデータ管理業務及び費用決済処理業務などを適確に処理しました。

特に、保険者が国への報告を義務づけられている法定報告業務については、関係者の協力を得ながら、その代行業務を行うなど適正な運営に努めました。

8. 医師確保対策事業の推進

県内自治体病院・診療所における医師不足解消策の一環として、県内の高校生が地元弘前大学医学部に一人でも多く進学できるよう、県と市町村が一体となって促進している医師修学資金支援事業については、平成22年度分の34名を加え、事業開始以来6年間で144名に対して支援しました。

因みに、この3月には、修学生20名が卒業し、現在県内で初期臨床研修等を受けており、その成果が待たれます。

9. 介護保険関連業務の推進

介護給付費の審査支払業務並びに介護サービス苦情処理業務の円滑な運営に努めました。

特に、縦覧点検受託業務については、平成23年10月実施に向けて受入体制を整備するとともに、併せて介護給付費通知作成業務を推進するなど、市町村が実施する介護給付適正化対策事業等への支援の強化を図りました。

また、県からの受託業務である介護職員処遇改善交付金の支払事務については、キャリアパスに関する要件等の追加に伴うシステム改修を行うなど、適正な運営に努めました。

10. 障害者自立支援給付関連業務の推進

障害介護給付費等支払業務並びに障害児施設給付費等支払業務については、台帳管理や支払業務などのシステム全般に及ぶ機能改善を行い、円滑な運営に努めました。

また、昨年度より市町村から受託している特例介護給付費及び地域生活支援事業等の支払業務を引き続き実施するとともに、併せて県からの受託業務である福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金支払事務についても、キャリアパスに関する要件等の追加に伴うシステム改修を行うなど、適正な運営に努めました。

11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進

市町村と年金保険者間で交換する保険料の特別徴収に関する情報の経由業務については、滞りなく処理することができました。

12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

出産育児一時金等の支払業務については、保険者をはじめ関係機関・団体の協力により、順調に運営することができました。